

7土第14号  
令和7年4月4日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

令和7年度県発注工事等に係る入札・契約制度改善等に伴う関係規程  
の改正等について（通知）

令和7年度県発注工事に係る入札・契約制度の改善については、令和7年3月24日に開催された愛媛県建設業審議会の答申などを踏まえ、下記1のとおり実施することとしており、これに伴い、関係規程等を下記2のとおり改正しますので、お知らせします。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いいたします。

なお、令和7年6月1日から適用する制度改善項目に関する関係規程の改正等については、後日改めてお知らせします。

記

1 今回の通知に係る主な改正内容

(1) 建設工事の総合評価落札方式の見直し

- ・評価項目「若手技術者等の育成」における技術者を配置できなくなった場合の取扱いの見直し

当初、工事で配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等（担当技術者又は現場代理人）を配置できなくなった場合において、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職、受注者の責めによらない契約事項の変更等に伴う場合等、発注者がやむを得ないと認める場合は、工事成績評定点の減点対象外とする。

(2) 地域維持型契約方式の年間維持工事等における現場代理人の常駐に係る取扱いの見直し

地域維持型契約方式の年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事）において、現場作業における責任の所在の明確化を図った上で、現場代理人の常駐義務を緩和する。

2 改正規程等

別添「令和7年度入札・契約制度改善等に係る規程等改正一覧（団体用）」のとおり。

3 県ホームページURL（建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ）

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

お問合せ先  
愛媛県土木部土木管理局土木管理課  
契約・建設業グループ  
TEL：089-912-2643（係直通）